

東京都小学校英語活動研究会会則

第一章 総則

第1条 本会は、東京都小学校英語活動研究会（都小英研）と称し、事務局を会長の指定するところに置く。

第2条 本会は、東京都における小学校の児童の英語教育に関する研究の交流と振興を図ることを目的とする。

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、各部及び専門委員会を置き、次のことを行う。

- 1, 調査・研究
- 2, 授業研究会、研修会、及び講演会
- 3, 各種研究団体との情報交換
- 4, その他、本会の目的達成のために必要な事項

第二章 組織

第4条 本会の会員は、東京都における教育職員等や本会の目的に賛同する団体をもって構成する。

- 1, 一般会員 本会の趣旨に賛同し、小学校外国語活動に関心をもつ教育職員等
- 2, 団体会員 本会の趣旨に賛同する学校、教育委員会、研究所、その他教育団体等
- 3, 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者・団体（法人・または法人に準ずる団体とする）

第5条 本会は、次の役員を置く。

会長	副会長 若干名
理事 若干名	会計 2名
監査 1名	

- 1, 会長、副会長、会計、監査は、理事会で選出する。
- 2, 理事は、会員より選出する。
- 3, 会計は、理事の中より選出する。

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある時は、これを代行する。

理事は、理事会を組織し、本会の重要事項を審議する。

会計は、本会の会計を掌る。

監査は、本会の会計を監査する。

第7条 理事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第8条 本会は、顧問、参与を置くことができる。

第三章 会議

第9条 本会の会議は、次の通りとする。

1. 総会 2. 理事会

第10条 議会は、年1回開催する。

第11条 理事会は、年数回開催する。ただし、必要に応じて開催する。

第12条 緊急を要する事項は、理事会で決める。

第13条 各会議の議長は、副会長があたる。

第14条 会議は、会長が招集し、議決は、出席者の過半数の賛成を得るものとする。

第四章 会計

第15条 本会の会費（年額）は、以下のとおりとし、これを経費にあてる。

一般会員	2,000円	団体会員	5,000円
賛助会員	10,000円		

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

第17条 本会の会則の変更は、理事会の決定を経て、議会の議決を要する。

付則

1. この会の会則は、平成15年4月1日より実施する。

2. 会則改定 平成24年6月18日

第4条 第5条 第7条 第9条 第10条

第11条 第12条 第15条 第17条

平成25年5月29日

第5条

東京都小学校英語活動研究会 賛助会員規約

第1条（目的）

この規約は、東京都小学校英語活動研究会（都小英研）の会則に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定め、研究活動の推進に資することを目的とする。

第2条（入会資格）

本研究会の目的および事業を支援し賛助する法人または法人に準ずる団体とする。

第3条（入会申込）

本研究会会長への申込みの上、年会費を納入する。

第4条（賛助会費）

会費は年会費とし、1社10,000円とする（4月～翌年3月）。毎年度当初に納入するものとする。

第5条（賛助会員の資格期間）

- (1) 入会申込後、年会費を納入した月より会員となる。資格継続は毎年度の会費の納入によって自動的に成立する。
- (2) 会員は退会したとき、会員である法人が消滅したとき、会費の滞納が1年に及び、督促に事由なく応じないときは、会員資格を喪失する。

第6条（休会・退会）

会員が休会・退会するときは、その旨を記入した届けを会長に提出する。休会中および退会後は、会員としての特典（第7条）は受けられないものとする。

第7条（会員特典）

賛助会員は、以下の特典を受けることができる。

- (1) 本研究会が主催する研修会・研究会・総会等に参加することができる。
- (2) 本研究会が主催する研修会・研究会・総会等において、主催者・会場の了解を得た上で、会場における資料の配付、教材展示、プレゼンテーション等（開催場所によっては販売等）ができる。
- (3) 本研究会の発行物・紀要等の配布を無償で受けることができる。また、発行物や会員名簿などに、出版物や研修会の広告を掲載することができる（料金は別途定める）。
- (4) 本研究会の活動について、また、研修会・研究会・ワークショップ等におけるプログラムについて提案を行うことができる（例：教材を活用したワークショップなど）。
- (5) その他、研究会の目的に資する各種企画、出版等の提案を行うことができる。

第8条（その他）

賛助会員について、この規約に定めのない事項であって必要な事項は、都度、会長が定めるものとする。

*平成23年5月制定